

※訪問型サービス(従前相当型)

サービスコード		サービス内容略称	対象者の区分	合成 単位数	算定単位	概要
種目	項目					
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	要支援1・要支援2	1,176	1月につき	週1回程度
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	要支援1・要支援2	39	1日につき	週1回程度
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	要支援1・要支援2	2,349	1月につき	週2回程度
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	要支援1・要支援2	77	1日につき	週2回程度
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	要支援2	3,727	1月につき	週2回を超える程度
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	要支援2	123	1日につき	週2回を超える程度
A2	2411	訪問型独自サービスⅣ	要支援1・要支援2	268	1回につき	週1回程度 ※1月の中で全部で4回まで
A2	2511	訪問型独自サービスⅤ	要支援1・要支援2	272	1回につき	週2回程度 ※1月の中で全部で5回から8回まで
A2	2621	訪問型独自サービスⅥ	要支援2	287	1回につき	週2回を超える程度 ※1月の中で全部で9回から12回まで
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	要支援1・要支援2	167	1回につき	20分未満 ※1月につき22回まで
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算			1月につき	所定単位数の10%減算 ※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算			1月につき	所定単位数の15%加算
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			1日につき	所定単位数の15%加算
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数			1回につき	所定単位数の15%加算
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算			1月につき	所定単位数の10%加算
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			1日につき	所定単位数の10%加算
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数			1回につき	所定単位数の10%加算
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等加算			1月につき	所定単位数の5%加算
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			1日につき	所定単位数の5%加算
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数			1回につき	所定単位数の5%加算
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算		200	1月につき	初回加算
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ		100	1月につき	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		200	1月につき	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ			1月につき	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000加算
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000加算
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ				(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000加算
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ				(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90%加算
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ				(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80%加算
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ				(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の63/1000加算
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ				(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の42/1000加算
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス 感染症への対応			